

四国四県町村長・議長大会
決 議 事 項

平成27年10月

四 国 四 県 町 村 会
四国四県町村議会議長会

宣 言

宣 言

本格的な人口減少社会が到来し、現在の合計特殊出生率が続けば人口は減り続け、社会の活力は失われ、そう遠くない将来に我が国は衰退する。既に地方においては、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出により、地域の活力を維持していくことが難しい状況にある。

この困難な状況を打破し、明るく希望に満ちた未来を切り拓いていくために、我々町村にできることは、それぞれの地域が持つ多種多様な自然、そこに暮らす人の営み、そこから生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、さらに磨きをかけ、新たな価値を生み出し、魅力ある地方を創生していくことである。

この四国には、世界に誇れる数多くの美しく豊かな自然が在り、四国八十八箇所霊場をはじめ、ご当地“こんぴらさん”など独自の歴史・文化が息づいている。これまで先人たちにより引き継がれてきたかけがえのない地域資源を、我々は次代の子どもたちへ継承していかなければならない。

政府には、「まち・ひと・しごと創生本部」のもと、日本の創生につながる町村の各種取り組みに対して、強力な支援を行うよう求めるものである。

我々四国 57 町村長と議長は、人々がふるさとに誇りを持ち、今日より明日がより良い未来であることを実感できる地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上宣言する。

平成 27 年 9 月 28 日

四国四県町村長・議長大会

決 議

決 議

- 1 地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震等の大災害に備え社会資本整備を推進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び農山漁村の活性化対策を強化すること

以上決議する。

平成27年9月28日

四国四県町村長・議長大会

特 別 決 議

参議院選挙制度改革に関する特別決議

参議院議員選挙における「一票の較差」を是正するため、去る7月28日、島根・鳥取、徳島・高知の人口の少ない県単位の選挙区を合区とする内容を含む改正公職選挙法が成立した。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、関東圏域への過度な一極集中を是正しようと、地方創生に邁進している。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが大切であり、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

よって、国においては、今般の改正公職選挙法の附則第7条において、「選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」とされていることから、単に人口の多寡にかかわらず、全ての地域の実情が国政に反映できる、地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう強く要請する。

以上決議する。

平成27年9月28日

四国四県町村長・議長大会

大会 要 望 事 項

大会要望事項

- 1 地方創生の推進について
- 2 医療・福祉施策の充実・強化について
- 3 交通基盤整備の促進並びに南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化について
- 4 農林水産業・地域の活力創造について

1. 地方創生の推進について

(要旨)

我々町村は、国民生活を支えるため、食料の供給はもとより、水源の涵養、国土保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たすとともに、大都市へ優秀な人材を送り続けるなど、貴重な人材供給源として国の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、昨今は中山間地域を中心に人口減少や過疎・高齢化が進み、町村の基幹産業である農林水産業の低迷や若年人口の減少により地域経済の活力が奪われるなど、極めて厳しい現状にある。

このような中、第3次安倍内閣においては、「地方創生」を最重要課題に掲げ、自由度の高い交付金の創設などを盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、地方創生や地域経済の活性化に向けて本格的に取り組むを進めることとしている。

我々町村は、かねてより地域の実情に応じ、人口減少の克服と地域の活性化に主体的に取り組んできたところであるが、今後、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の実現に向けて全力で取り組んでいく決意である。

国においては、まち・ひと・しごと創生本部のもと、省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った大胆な政策を速やかに実施するとともに、我が国の抱える構造的課題の抜本的改革に取り組むことを期待する。

については、次の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 厳しい財政状況にある中で、地方が地方創生に取り組むにつれ安定的に財政運営ができるよう、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。
- 2 過疎・辺地・離島等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するため、あらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」で示された「2060年に1億人程度の人口を維持する」という中長期展望の実現に向け、国と地方が総力を挙げて結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた取り組みを強力に展開できるよう、少子化対策の抜本的な強化を早急に図ること。

- 4 地方の創意工夫を最大限に活かせるよう、地方に裁量のある自由度の高い交付金など、大胆な規模かつ継続的な財政的支援の仕組みを設けること。
- 5 地方分権や規制改革の推進など、地方が取組みを進めるにあたっての支障を積極的に除去するとともに、地方の主体的・自主的な取組みが展開できる環境を整備すること。
- 6 地域活性化のための原動力となる観光の振興は、地域の雇用創出、維持につながり、さらなる来訪者を呼び込むことにも有効であるので、観光振興に関する町村の取組みを積極的に支援すること。

2. 医療・福祉施策の充実・強化について

(要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、我が国の人口は、2008年をピークに減少しており、生産年齢人口や労働力人口の減少が、経済成長にマイナスの影響を与えることも懸念され、その結果、社会保障に対する現役世代の負担が、ますます増大することになりかねない。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、さらには「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障害福祉対策等に対する住民のニーズは、高度化、多様化している。

こうした中、町村が、そうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかなくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉の充実・強化を図るため、次の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 深刻化する地方の医師や看護師の不足に対して、計画的な育成・確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

2 乳幼児医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

3 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を行うこと。

- 4 保育料の無料化などの政策により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための支援策の充実を図ること。
- 5 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善を図るなど保育士の「新たな働き方」の創出と実践を図ること。
- 6 児童生徒を交通事故や生活上の事故また地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全3領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育を専門的に行う教員を学校に配置すること。
- 7 障害者福祉施策については、サービス確保の観点から、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討し、持続可能な制度の確立を目指すとともに、地域生活支援事業等については、国において必要な予算総額を確保すること。
- 8 今後とも、高齢化の進展等により医療費の増加が見込まれる中、国民健康保険制度が安定して運営されるよう、平成27年2月の国保基盤強化協議会の「国民健康保険制度の見直しについて（議論の取りまとめ）」に盛り込まれた公費拡充による財政基盤の強化策について、確実に実施すること。

また、今後においても、国保制度の安定的な運営が持続するよう国保制度全般について、地方と十分協議を行うこと。

3. 交通基盤整備の促進並びに南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化について

(要 旨)

四国地方は、高速道路をはじめとする幹線道路の整備が遅れており、交通基盤の整備状況が極めて低く、産業の振興、命の道の確保など四国地域の発展のためには、高速交通ネットワークの早期整備が求められている。

特に、近年、相次ぐ台風の来襲や集中豪雨の増加などによる激甚な自然災害が多発しているほか、南海トラフを震源域とする大規模地震が危惧される状況にあり、災害時の緊急輸送路の確保の面からも、四国 8 の字ネットワークや中四国連携ルートをはじめとする高規格幹線道路網の早急な整備は喫緊の課題である。

また、四国地方は急峻な山地や河川が多い地形的条件にあり、道路の崩壊に伴う集落の孤立や山から崩れ落ちた土砂が川をせき止める「河道閉塞(土砂崩れダム)」なども懸念されている。

よって、国においては、安全・安心を守るために最も基礎となる「命の道」さえ十分に確保されていない四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化や四国四県にとって真に必要なインフラ整備を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 交通基盤整備の促進について

- (1) 四国の自立と発展のために必要不可欠で、かつ大規模災害の発生時に「命の道」となる高速道路等の「四国 8 の字ネットワーク」の早期実現を図るため、ミッシングリンクの整備については、国が責任をもって最優先に行い、その解消を図ること。
- (2) 整備が遅れている国道・県道・市町村道・生活道については、経済性や効率性のみを優先することなく、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を推進すること。
- (3) 中山間地域の住民が安心して暮らせる地域づくりのために地域交通機関の運行支援に関する制度の創設や自治体への財政支援策を強化すること。

2 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。
特に、四国沖から紀伊半島沖にかけての南海トラフ及び伊予灘、日向灘においては、東海地震並みの予知・観測・伝達体制を早急に整備すること。
- (3) 南海トラフ地震の防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (4) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。
- (5) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財源措置を講じること。
- (6) 南海トラフ地震の甚大な被害想定を踏まえ、電気、水、通信などの供給が途絶しても、確実な「救助・救援」を可能とするため、防災拠点施設や避難所における「自立型ライフライン機能」の確立に向けた対策を推進すること。
- (7) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、水道施設の耐震化の促進、緊急輸送や緊急救命活動拠点等としての空港の耐震化、津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備などへの安定的な予算確保、中山間地域における孤立防止対策など震災対策を推進すること。
- (8) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (9) 情報通信インフラが広範囲にわたり破壊されるような大規模災害時にあっても、安否確認や、救命、医療活動に必要な被災状況の把握・共有が可能となる

よう、携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築などにより、被災地域での情報通信手段を確保すること。

(10) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、比較的被害が少ない地域への災害支援拠点を整備する制度を創設すること。

3 防災・減災対策について

(1) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性のある個所の調査を進めるとともに、土砂災害発生時における安全な避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。

(2) 水害や越波災害、土砂災害の未然防止や軽減また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を促進すること。

(3) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

(4) 避難所等の整備については立地条件等の安全性を重視し、施設の利用率を指標としない「緊急時の避難」に特化した施設整備を進める制度を創設すること。

(5) ハード整備を伴わず土地利用規制と家屋の移転補償を組み合わせるなど、様々な手法を駆使し、少ない予算で効果的な災害予防を推進すること。

4. 農林水産業・地域の活力創造について

(要旨)

我が国の農山漁村は、農林水産業を通じて地域経済を担うだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場の提供などを通じて、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域が多い四国地方においては、人口の減少から過疎・高齢化の進行等が顕著であり、産業活動や集落活動などの停滞から、地域の活力は低下の一途を辿っている。

よって、国においては、四国地方の農山漁村が直面する危機的な状況を直視し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に積極的に取り組むとともに、次の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の振興について

(1) 中山間地域は、急峻で狭小な農地が多く、規模拡大等による生産性向上や競争力の強化が極めて困難であることから、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化などの、農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情にあった水田農業を確立すること。

(2) TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、農林水産業に深刻な影響を及ぼし、農山漁村を崩壊させる恐れが高いことから、とりわけ、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域の確保を最優先とし、それが確保できないと判断した場合は、交渉から脱退すること。

(3) 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設をはじめとする木造住宅への国産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。

- (4) 森林資源の有効活用を図るため、大規模な施業委託型林業に加え、小型で参入しやすい自伐型林業を推進するための支援制度を創設すること。また、林業就業希望者を増やしその活動を支えるため、林道路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備、さらには人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった支援制度を創設すること。
- (5) 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にするため、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。
- (6) 漁業者が将来にわたり安心して漁業に従事できるよう、漁業経営の安定化を一層推進するため資源管理・漁業経営安定対策や漁業経営セーフティネット構築事業への漁業者の加入促進に向けた支援策を強化すること。また、生産基盤の整備や漁業の体質強化等に関する漁業補助金を維持すること。
- (7) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的研究・検証に基づいた国際的な資源管理措置を早急に構築し、資源の持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図るよう、関係国に対し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティー活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。また、地域資源を活用した農商工連携や観光、更には医療や福祉分野とも連携して6次産業化を進め、地域の若者の雇用創出に向けた支援策を強化すること。
- (2) 日本型直接支払制度については、中山間地域の農業を守り、国土保全や水源の涵養等、農業のもつ多面的機能を維持・発揮するため、十分な財政支援策を講じること。
- (3) 資源向上支払の対象農用地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地も対象とすること。
- (4) 野生鳥獣による農林水産物等の被害を減少させるため、財政支援の充実や人的支援を強化するなど、国を挙げて総合的な被害対策に取り組むこと。

共同アピール

「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する 共同アピール

「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、徳島県・高知県・愛媛県・香川県の四県をつなぐ、空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1400kmの壮大な寺院巡拝である。

この巡拝は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれる支援で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える「地域」の3者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西暦815年から、1200年の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」は、日本国内、さらには世界的に見ても、顕著な普遍的価値のあるもので、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと考えらる。

「四国八十八箇所霊場と遍路道」については、八十八箇所霊場とそれを繋ぐ遍路道の全てが揃って個性ある価値を発揮するという特性を踏まえ、長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、保存・継承できるように文化財保護制度上の取り扱いを行うことを国に強く求めるものである。

先般、地域活性化を図ることを目的とした「日本遺産」に「四国遍路」が認定されたところであるが、今後は、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表記載に向け、より一層、資産の保護措置などの取組みを進めていくとともに、すべての人を温かく受け入れてきた本来の四国遍路の素晴らしさを幅広く周知するなど、一体となって取り組むことを強くアピールする。

平成27年9月28日

四国四県町村長・議長大会

